

議 決 書

(登録番号19816)

当委員会は、頭書事案について調査を終了したので、審議のうえ以下のとおり議決する。

主 文

被調査人につき、懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする。

事 実

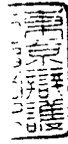
第1 事案の概要

懲戒請求者は、2003（平成15）年9月7日交通事故により、頸部捻挫、腰部捻挫および第1・第2腰椎圧迫骨折の疑いの障害を負った。

当初は後遺障害非該当とされたが、懲戒請求者の申立（甲7の1～4）により、2007（平成19）年2月14日、第14級10号に認定された（甲8）。しかし、懲戒請求者は、これを不服として、弁護士に依頼して、より上位後遺障害認定を求め、インターネットサイト弁護士ドットコムを経由して知り合った被調査人との間に、2008（平成20）年3月4日、後遺症等級認定交渉・示談・訴訟事件を委任した（甲12）。

本件懲戒請求は、同委任事務の処理過程ならびにその後の紛議調停手続にお

1
契約は、法律相談センターの契約書を勝手に使用して締結されたものであり、第1項の定款によれば、委任の効力が生じていたとはいえない。委員会はそのことを全く隠蔽した。



ける被調査人の対応等に、弁護士法56条の非行があるとして申立てられたものである。

第2 懲戒請求事由の要旨

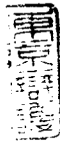
懲戒請求者が被調査人の非行として主張する事実の概要は、以下のとおりである。

1 委任事務の処理について

- (1) 被調査人は、■■■■病院の診断書を受任の条件としながら、①院長の紹介を約束したのに履行しない(2008年3月7日)。②別料金での面談同行を約束しながら、履行しない(同年3月24日)。③「意見書を1万円で書いてくれる」という話だったのに、10万円も請求され、同院長に「10万円の範囲でお願いしたい」との連絡を頼んだのに、連絡を拒否した(同年3月31日)。④被調査人は、■■■■病院の院長と共謀して10万円を詐取しようとし、併合認定を得るために不必要な頸椎手術を受けさせようとした。
- (2) ■■■■中央総合病院での医師面談では、懲戒請求者の希望について確認を履行しなかった(同年3月24日)。
- (3) 事務所での打ち合わせの際に、不在・大幅な遅刻を繰り返した(同年3月4日、6月11日、10月16日)。
- (4) 異議申立手続を取る約束を不履行し、懲戒請求者自身が申立てるよう指示した(同年6月11日)。
- (5) ■■■■中央総合病院での医師との面会に同行することを約束しながら、突然欠席した(同年12月4日)。
- (6) 13時からの事務所での打ち合わせに突然欠席し、約束の時間を過ぎても事務所にも懲戒請求者にも連絡のないままであった(12月26日)。
- (7) 電話で報告する約束をしながら、無言電話をかけてきた(同年12月30日)。
- (8) 懲戒請求者に対する指示も杜撰で、謝罪・改善がみられず、逆に高圧的態度で懲戒請求者に苦痛を与えた。
- (9) メールや電話で苦情を申入れ、改善を求めたのに対して、逆に懲戒請求者のメールが名誉毀損にあたるとして法的手段を考えていると圧力をかけ、辞任の意を示し、自ら辞任を言い出したのに着手金52万5000円のうち半額の不返還を主張した(2009年1月23日)。
- (10) 結局、依頼の趣旨である異議申立も訴訟提起もしなかった。

弁護士は3月24日に面談同行をした、という請求者の主張と反する。

Sが預けた事件資料は調停中には返すと言いつつ、最後の調停期日が終わるまで返さなかったという事実が隠蔽されている。



2 紛議調停手続における対応について

- (1) 紛議調停申立に対する答弁書において、申立を「でっち上げ」と誹謗し、誠実に委任事務を処理していたかのように虚偽の主張を行った。
- (2) 懲戒請求者のメール（甲38の13）を、被調査人に対する根拠のない誹謗中傷だと主張し、懲戒請求者を執拗に挑発し、「懲戒請求するなら名誉毀損で訴える」と懲戒請求者の権利行使を牽制するなど、防御権を逸脱する主張を行った。
- (3) 2008年12月26日の打ち合わせ欠席の釈明として虚偽の主張をし、調停期日に杖を持参する等偽装工作をした。
- (4) 預託していた資料の返還を求められながら「返還すべき資料はない」と虚偽を主張し（甲40の1）、紛議調停委員のとりなしで後日資料を返還したものの、2009年5月21日まで遅れ、いまだに、懲戒請求者の裸の写真が含まれている甲22の写など、返還されない資料がある。

3 懲戒請求者との事件外の非行

- (1) 原告津崎至からの依頼事件において、「『準備書面と期日』における‘無言に近い対応’」や原告の「主張・行動を制約『弁護士法1条』違反の言動」をした（甲33）。
- (2) インターネット掲示板で顧客の苦情に食ってかかったり（甲11）、インターネットを利用規約に違反して利用したりしている（甲38の8）。

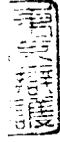
第3 被調査人の答弁の要旨

1 について

- (1) 否認する。■■■■病院の診断書を受任の条件としたことはない。①懲戒請求者が通院することを知ってすぐに院長へ紹介のFAX（乙1）を送っている。3月7日に懲戒請求者が通院することは、事前に知らなかった。
- ②面談同行を約束したことはない。③「自分の場合は1万円だった」と話したにすぎず、懲戒請求者には可能な金額で頼んでみるよう伝えている（甲13）。
- ④そのようなことはありえない。
- (2)(3) 否認する。
- (4) 否認する。懲戒請求者が、被調査人の勧告を無視して、自分で手続を取ることを強行したものである。
- (5) 12月4日の医師面会に同行できなかつたことは認める。持病の腰痛が悪化したため病院で治療を受けることになり、やむを得なかつた。医師に

面談同行を約束したという弁護士の主張と反する。

実際のSは、相談者に紹介した医師が頸椎検査しかせず、腰椎の検査をしなかつたことを知っても、無視していた。



Sは相談を欠席し、約束時刻から1時間半後に相談者に電話したと主張していたのであり、委員会の記載は事実と反する。(実際は、5時間後に電話があった)

依頼すべきことは、メモと電話で懲戒請求者に伝えており、欠席による実害は生じていない。

- (6) 12月26日の打ち合わせを欠席したことを認める。前夜から体調悪く、発熱・嘔吐もあって朝まで眠れず、目覚ましにも気付かず、携帯電話も手の届かないところに置いていたため、連絡が取れなかった。事後直ちに懲戒請求者の携帯電話にきちんと繰り返し謝罪と説明をしている。

(7)(8) 否認する。

- (9)(10) 懲戒請求者が信頼関係の維持を困難にさせ、被調査人の名誉を毀損しかねなかったため、警告するとともに、委任契約の合意解除と着手金の半額返還を提案したものであり、受任事務を処理できなくなったのは懲戒請求者の責任である。

2について

- (1)(2) 紛議調停手続における対応は、懲戒請求者からの謂われなき非難に対する適切な防御活動の範囲にある。

被調査人は、20万円を除く着手金は返還するとまで譲歩したのに、懲戒請求者は、一度[REDACTED]中央総合病院に同行した費用として3万円しか認めないとの強硬な態度にこだわったため、調停は不調に終わった。

- (3) 否認する。以前から杖を使用している。

- (4) 預かっていた資料はすべて写だったから、「返還すべき資料はない」と答えた。紛議調停委員会の助言で資料はすべて返還した。

3 否認する。

委員会の記載は、「よくみたら預かった事件資料には原本も含まれていた」ということを認めたSの主張と反する。

第4 証拠の標目

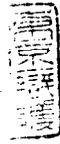
別紙証拠目録記載のとおり。

委員会は、相談者が別の弁護士を頼んで交通事故の損害賠償を得た場合、その額からSの取り分を支払うべきだとか、相談者に対し民事訴訟を起こすというSの主張や、預け品を返そうとしなかったことが「適切」であるとして、Sを擁護した。

理 由

1 懲戒請求事由1の(1)について

- (1) 懲戒請求者の主張によれば、被調査人から、3月4日(以下、2008年中の出来事については、年の記載を省略する)の面談の際に、[REDACTED]病院院長を紹介し、「同病院が意見書を作るなら受任する。意見書作成費用は1万円」と言われたので、3月7日に同病院を訪問することを被調査人に伝え、同日同病院を訪問したが、被調査人からは連絡が通じておらず、被調



査人の話とは違って、意見書作成費用も10万円を求められ、手術を勧められたので、同病院を断ったというのである。

他方、被調査人は、■■■■病院に行くか否かは懲戒請求者の任意に任せていた。「費用は1万円」というのは、自分のケースを伝えたにすぎない。3月7日に同病院を訪問することは聞いていなかった。3月12日にいちばら病院院長宛の紹介書(乙1)を送ったことで、自分のなすべき義務は果たしている。——と主張する。

(2) この点について、懲戒請求者は、その後3月21日にもいちばら病院を訪ねているが、医師は乙1を認識している様子はなく、被調査人が乙1を送ったことは信用できないと反論するが、乙33~35によれば被調査人が3月12日に乙1を作成し、医師に送ったことは事実と理解される。

(3) 乙1には、「ご連絡が遅く、事後になってしまい、申し訳ありません」との記載があることからすると、①の事実が窺われるが、その点について、後に同年12月以降懲戒請求者と被調査人との対立が顕在化するまで、懲戒請求者が被調査人を非難した形跡は存在しない(そのことは、②~④についても妥当する)。

録音でもしない限り存在するわけがない

(4) したがって、仮に①の事実があったとしても、そのことによって委任事務の処理に支障が生じたことも窺われないから、被調査人に何らかの不手際があったとしても、非行と言えるほどのものでなかったと考えられる。

(5) ②の点については、懲戒請求者が主張する約束の事実を認めるに足りる証拠はない。

(6) ③の点について、被調査人が、■■■■病院が「意見書を1万円で作成してくれる」と確約したとまでは認めることができない。また、被調査人には、医師に「1万円の範囲でお願いしたい」との連絡を取る義務があったとは認められない。

(7) ④についての主張は、①②の主張とも矛盾し、認める証拠もない。

2 懲戒請求事由1の(2)について

3月24日の■■■■中央総合病院での医師面談については、被調査人が懲戒請求者に対して、余り発言しないように注意していたことが窺われるが、医師に対して誰がどのように話すかは、受任弁護士の判断が優先されるべきであるし、当時被調査人の言動について懲戒請求者が不満を漏らした事実も認められず、何らかの実害が発生したことも窺われない。

Sは、ファクス機を下取りに出し、ファックス送受信記録を破棄していたことが、のちに判明。委員会がアドバイスをしていた疑いもある。

委員会が作文したニセの相談者主張に対する結論。

Sは、相談者がH医師の頸椎診断書をとるのを断つたから、再びH医師に会わせようとして電話をかけて来た。委員会は、そのことを示す電話の録音証拠を、すっかり隠蔽している。



3 懲戒請求事由1の(3)について

- (1) 懲戒請求者は、3月4日の面談に被調査人が1時間半遅刻したと主張するが、そのようなことがあれば、懲戒請求者は被調査人と委任契約を締結するのを留保することもできたはずである。しかも、懲戒請求者がはじめてそのような主張をしたのは、紛議調停手続中の「申立追完と答弁書への回答書」(甲39の11～34)においてのことであり(しかも、「1時間ほど」と時間が食い違っている)、紛議調停申立書にはそのような指摘がないことからしても、懲戒請求者の主張は信用することができない。

委員会は、Sの遅刻についての、付添い人の証言を隠蔽した。

- (2) 6月11日については、15時からの打ち合わせの予定だったと思われるが(甲125の4)、懲戒請求者からは、遅刻の証拠として、懲戒請求者が被調査人事務所の窓から外の状態を15時28分に写真に撮影した写真(甲19)、被調査人との打ち合わせを終えて喫茶店で17時47分にコーヒーを注文している領収証(甲20)が提出されている一方、甲125の4にも甲127にも、被調査人の遅刻についての指摘がなく、当日懲戒請求者が被調査人を責めた形跡もない(甲39の24)。

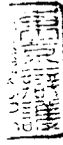
とすれば、被調査人が遅刻した可能性は高いものの、懲戒請求者を立腹させるほどのものではなかったと推測される。

- (3) 懲戒請求者は、10月16日の打ち合わせに被調査人が1時間半から2時間遅刻したと主張するが、「正野遅刻1時間半。」とのパソコン内の記載(甲24)以外に裏付けとなる証拠はない。それまでも遅刻が繰り返されたというのに、当日懲戒請求者が被調査人を責めた形跡もなく、懲戒請求者の主張は信用し難い。

4 懲戒請求事由1の(4)について

異議申立手続を、被調査人が代理人として申立てず、懲戒請求者本人が行っている。この点について、懲戒請求者は、被調査人が申立てる約束を不履行し、懲戒請求者自身で申立てるよう指示したためであると主張し、被調査人は、本人申立では効果がないと説得したにもかかわらず、懲戒請求者が聞く耳を持たずに強行したものだとして主張し、言い分が平行線を辿っている。その当時の状況を示す客観的な証拠は存在しない。

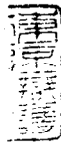
いずれとも断定することは困難であるが、懲戒請求者は、12月26日直前の時点でも、「申立人(=懲戒請求者)は自分自身で申請を行おうと思うと相手方(=被調査人)へ説明した」と述べていること(甲39の29)からすれば



ば、懲戒請求者が積極的な態度だったのではないかという疑いがあり、懲戒請求者が主張するような被調査人の約束違反を認定するに足りないと言わざるを得ない。

5 懲戒請求事由1の(5)および(6)について

- (1) 被調査人が2008年12月4日の医師面会に同行できなかったこと、12月26日の打ち合わせを欠席したことは、被調査人も認める事実であり、証拠によって認定することができる。しかも、被調査人は、12月4日は、待ち合わせ時刻までに懲戒請求者に連絡しておらず、12月26日は、懲戒請求者が待ちくたびれて事務所を退去した後まで何の連絡も取っていない。
- (2) 被調査人は、持病の腰痛が悪化したためやむを得ないものであったと言うが、被調査人には健康に支障があることが窺われるけれども(乙3)、受任時にも委任事務の処理過程においても、懲戒請求者に自身の健康状態について説明した形跡がなく、懲戒請求者が事前に諒解ないし予測できていたものではないから、弁解たりえない。
- (3) しかも、如何なる理由によるものであったにせよ、依頼者に欠席のやむを得ない理由を伝え、そのことから生ずる依頼者の不利益を最小限に止める努力が必要である。
- (4) この点、12月4日の医師面会については、被調査人は電話で必要事項を懲戒請求者に伝えているが、電話連絡であったため、懲戒請求者は失念してしまい、結局もう一度医師を訪問せざるを得なくなっている。
しかも、被調査人が懲戒請求者に欠席を伝えたのは、約束の集合時間を過ぎた後であり、そのため懲戒請求者が不安を覚え、被調査人に対する不信感を抱くに至ったことは、やむを得ないことであり、そのことについて被調査人に落ち度があったことは否定できない。
- (5) 他方、当日の欠席は、被調査人の急な病状の悪化に起因することが窺われ、医療機関で治療を受けている事実が認められる(乙38)。
- (6) 12月26日の打ち合わせ欠席について、約束の時間を過ぎても被調査人からは事務所にも懲戒請求者にも連絡のないままであった。被調査人は、前夜から体調悪く、発熱・嘔吐もあって朝まで眠れなかったことから、起床することができず、目覚まし時計にも携帯電話の呼出音にも気付かなかったと弁解するが、当日の打ち合わせ時刻が13時で、懲戒請求者が15時ころまで待ったことが窺われることからして、被調査人の無断欠席を宥恕しうるものではない。
- (7) 被調査人は、事後直ちに懲戒請求者の携帯電話にきちんと繰り返し謝罪と



委員会は、Sにアドバイスをして書証(乙41)を提出させたうえ、それは懲戒調査のときに作成したニセのメモだったとSが自白したことを無視し、Sを擁護した。

説明をしていると主張するが、その時期についても争いがある上、懲戒請求者は、被調査人の電話は居丈高で口論になったと主張しており、懲戒請求者の理解を得られたとは言えない。

特に、被調査人は12月4日も欠席をしているのであるから、同様の事態を繰り返さないよう高い注意義務があったのに、それを怠ったことは、弁護士に対する信頼を損なうものと言わなければならない。

(8) しかしながら、被調査人は、12月27日に懲戒請求者にメール(甲38の5)を送り、異議申立書の「下書きは年内に作っておきます」「構想は既に完成していますので、30日に簡単にご説明します」と、26日の打ち合わせをカバーする姿勢を見せている。

そして、乙41、42によれば、被調査人が委任事項である異議申立書作成に向けて検討作業を進めていたことを窺うことができる。

6 懲戒請求事由1の(7)について

- (1) 被調査人が、12月30日には予定の作業を終えることができなかったことは認められるが、無言電話をかけたことを認めるに足る証拠はない。
- (2) 被調査人が予定の作業を終えることができなかったことは遺憾であるが、1~2日を急ぐ事情があった訳ではないから、そのことを強く非難することは相当でない。

7 懲戒請求事由1の(8)について

被調査人の言動の一部に懲戒請求者を不愉快にさせる部分があったことが窺われるが、それ以上に弁護士に対する信頼を損なうほどの事実を認めるに足りない。

なお、懲戒請求者の主張には、併合等級が認められる可能性がないのに誤った指示をしたとか、保険会社に異議申立を繰り返しても無意味であることを看過したとの主張が含まれていると理解されるが、本件において併合等級の余地がなかったとは言えないし、懲戒請求者提出の甲77の2によっても、「自賠償(共済)審査会での審議結果を覆すような新たな事実関係」が認められれば、訴訟手続によらなくても認定等級の変更が可能なのであるから、懲戒請求者の主張には理由がない。

Sがする併合繰上げの申立てに余地があったとしても、その方針を相談者に説明しないまま、相談者が自発的に頸椎障害の診断書をとるよう仕向けていたことは、妥当だとは言えない。

8 懲戒請求事由1の(9)について

(1) 2009年1月3日以降、懲戒請求者と被調査人との間に、頻繁なメールのやりとりが繰り返され(甲38の8~18、乙22)、結局非難の応酬となり、被調査人が辞任の意向を示すとともに、着手金52万5000円のうち半額を返還することで委任関係の解消を提案し(甲38の16)、これに不満をもった懲戒請求者からの紛議調停の申立(甲39の1~3)に至っている。

(2) 懲戒請求者の不信感の背景には、被調査人が2度にわたり約束の日時を欠席したり、12月30日までに約束の作業を終えず、断りも入れなかったという事実があり、懲戒請求者の怒りはそれなりに理解できるものの、メールの応酬のきっかけとなった懲戒請求者のFAX(甲38の7)には、唐突に、異議申立については「こちらで手続きをしようと思います。」「ご連絡をお待ちしています。ご連絡がない場合もこちらで手続き致しますが、日弁連窓口へもご相談させて頂くしかございません」等と記載されており、その後被調査人から、「もう出してしまったとしても、すぐなら追完も可能ですから、再考されたらどうですか? でないと、本当に弁護士を依頼した意味が半減してしまいます。」「再度代理人による追完を検討されたら、どうですか? 目的は『良い結果を出すこと』でしょう?」(甲38の12)といった誘いも無視し、懲戒請求者は、「今回の事故の件は自分も既にネットでレポートしているが、ネタに全く困らないということも付け加えておきます」(甲38の15)と紛争をエスカレートさせている。

(3) その中で、懲戒請求者が、被調査人から[]病院の「意見書」を得るようアドバイスを受けたが、費用は1万円との話だったのに病院で10万円を請求されたことを取り上げ、「振り込め詐欺等が横行しており、こちらも慎重にならざるを得ない」(甲38の13)と記載し、これに対し、被調査人が「証拠もなしに振り込め詐欺と同様の非難を行うのは、明らかに名誉毀損であり、そこまで言うならば、こちらも法的手続きを検討せざるを得ない。」「依頼者だからといって、言ってよいことといけないことがあるでしょう?」「この点については、謝罪を要求します!!」(甲38の16)等と応酬している経過がある。

(4) その結果、被調査人から「委任契約を合意解除しましょう。今まで相談や助言をした分がある(病院にも一度同行した)ので、着手金は全部は返せませんが、半額をお返しします」(甲38の16)との提案があり、これに対して懲戒請求者は「これまでのご対応から、仰せのご条件は納得致しかねます。」「しかし、冷静な話し合いをするには、第三者を介したほうが宜しいと

警告(非公開ブログのこと)。

Sのほうは「勝手にやってください」などとメールしてきた。

助言ではなく、「方針の強要」だったといわざるを得ない。



メールでの苦情は、法的にも「名誉棄損」には当たらないのであり、委員会の結論には根拠がない。明らかにSを擁護した結論だといわざるを得ない。

存知あげますので、この件については、東京弁護士会様へご相談させて頂きたいと存じます」(甲38の17)と回答し、その翌日紛議調停の申立(甲39の1~3)をした。

- (5) 懲戒請求者は、以上の経過において、懲戒請求者が苦情を申し入れ、改善を求めたのに対して、逆に懲戒請求者のメールが名誉毀損にあたるとして法的手段を考えていると圧力をかけ、辞任の意を示し、自ら辞任を言い出したのに着金52万5000円のうち半額の不返還を主張したとして、懲戒請求事由としているのであるが、①被調査人が「名誉毀損」と指摘しているのは、「振り込め詐欺」との非難に対してであるから、反論としての域を超えていない。②辞任の申出は、相互の信頼関係が破綻したと理解させざるをえないという前提に立つもので、そのような判断はそれまでのやりとりからして、やむを得ない。③着金の半額返還が、「相談や助言をした分がある(病院にも一度同行した)」だけで妥当かどうかはともかく、被調査人もそれ以上の譲歩を拒否していたとは言えず(現に、紛議調停手続において更なる譲歩を申し出ている)、最初の提案として見れば非常識なものとは言えない。

9 懲戒請求事由1の(10)について

以上の結果、被調査人が受任事項である異議申立も訴訟提起もしなかったことは事実であるが、被調査人としても、遅れ気味とは言え、異議申立を準備していたことは否定できず、それが実現しなかったのは相互の信頼が破壊された結果である。

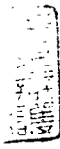
信頼破壊の最初の原因を作った責任は被調査人にあるが、懲戒請求者の態度も、更に不信感を拡大し、回復不能に至らせた一因をなしており、被調査人ばかりを非難することは相当でない。

10 懲戒請求事由1についての結論

以上の認定事実によれば、懲戒請求事由1のうち(5)および(6)を除いては、非行に該らない。

(5)および(6)については、被調査人の突然の欠席の繰り返し(うち1度は無断欠席)は甚だ問題であると言わなければならないが、上記5の(5)および(8)に認定した事実によれば、未だ被調査人を懲戒委員会の審査に付すまでに至らないと判断する。

再三苦情をしても、対応が全く改善されず、相談者も立腹せざるを得なかったものであり、それをもって「相談者の態度にも一因がある」とするのは、傲慢かつ不当である。



11 懲戒請求事由2について

事件資料が返還されないままでは正当な金額交渉は不可能である。委員会は、調停に協力しなかったことによる過去の懲戒事例に反し、Sを擁護。

(1) 懲戒請求者としては、自己の認識を否定する被調査人の答弁に心証を害されたとの思いは理解できるものの、被調査人の答弁は、被調査人の認識からは虚偽と断定するまでに至らないものであり、(1)の点の主張は採用しえない。

また、懲戒請求者の主張には、紛議調停手続における着手金の返還額を巡る被調査人の対応への不満が含まれていると理解されるが、委任関係の終了が専ら被調査人の責任によるとまでは言えない本件において、被調査人が20万円を留保してその余は返還するとの意向を示し、これに対して懲戒請求者が5万円以外の返還と謝罪を要求したため(甲39の46)調停が打ち切られたという経過において、被調査人に非行があったとは言えない。

(2) (2)の点は、懲戒請求事由1の(9)のうち「振り込め詐欺」との表現に対するものと、基本的に同じである。

更に、紛議調停手続においては、懲戒請求者も、インターネットに経過を公表すると公言する等、被調査人を刺激した部分もあり、被調査人の対応をもって非行に該当するとは言えない。

(3) 12月26日当時の被調査人の正確な健康状態は不明であるが、被調査人が杖をまったく使用していなかったと断定する証拠はなく、調停期日に杖を持参したことが「偽装工作」とであると認めるに至らない。

4) 被調査人が、懲戒請求者から預託資料の返還を求められながら「返還すべき資料はない」と主張したこと(甲40の1)が事実と反することは、否定できない。

被調査人は、資料ファイルには原本は存在せず、後日別のところに2枚診断書があることに気付いたので、当初「原本はない」と回答したものであると弁解するが、軽率であり、客観的事実に反する以上、被調査人が虚偽の回答をしたことにならざるを得ない。

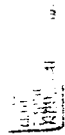
しかし、間もなく誤りに気付いて返還しており、重大な過誤とまでは言えない。

なお、返還請求から返還までの期間については、双方の主張が食い違い、確定しえないが、懲戒請求者の主張どおりとしても、紛議調停委員会が被調査人に勧告した時期から、資料が同委員会を経由して懲戒請求者の手元に戻るまでの期間は約50日程度(被調査人の主張では1ヶ月以内)であるから、未だ許容範囲にあると言える。

また、懲戒請求者の主張によれば、異議申立書の写やメールで送ったデータ(その中には、懲戒請求者の裸の写真が含まれている甲22が含まれている)が未だに返還されていないとのことであるが、異議申立書の写が返還さ

Sが事件資料を返還したのは調停期日が終了してからだったこと、Sが恣意的に返すのを遅らせていた疑いがあることを隠蔽し、Sを擁護。

デジタルデータが容易く流出・拡散するインターネット時代にあつて、委員会の考え方は甘いといわざるを得ない。



→ れないことによる懲戒請求者の不利益はないし、メールで送ったデータの「返還」は不可能である。もし仮に懲戒請求者のプライバシーを被調査人が侵害すれば、それは非行事実となるにせよ、メールで送ったデータを「返還」しないということをもって、被調査人を非難することはできない。

(5) したがって、懲戒請求事由2について、被調査人の非行は認められない。

12 懲戒請求事由3について

懲戒請求者の主張の(1)は、第三者によるインターネットの記載のみを根拠にするものにすぎず、(2)は懲戒請求者の評価・解釈によるものにすぎず、それ以外の裏付けを欠くから、未だ被調査人の非行を認めることはできない。

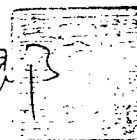
13 結論

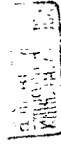
以上のとおり、被調査人を懲戒委員会の審査に付さないことを相当とする。よって、主文のとおり議決する。

平成22年9月3日

東京弁護士会綱紀委員会
委員長

杉山 功 郎





証 拠 目 録

1 書証

(1) 懲戒請求者提出

甲 1 の 1、2 交通事故証明書

甲 2 診断書 (██████████ 中央総合病院・平成 16 年 7 月 7 日)

甲 3 自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書 (同・平成 16 年 6 月 24 日)

甲 4 同 (同・平成 17 年 1 月 17 日)

甲 5 自動車損害賠償責任保険後遺障害認定等級に対する異議申立書 (平成 17 年 5 月 18 日)

甲 6 の 1、2 異議申立書 (平成 18 年 5 月 12 日)

甲 7 の 1～4 紛争処理申請書 (平成 18 年 11 月 16 日)

甲 8 の 1～3 調停 (紛争処理) 結果 (平成 19 年 2 月 14 日)

甲 9 の 1～5 弁護士ドットコム見積依頼と回答

甲 10 弁護士ドットコムの被調査人プロフィール (一部)

甲 11 弁護士ドットコムの被調査人に対する評価 (一部)

甲 12 委任契約書 (平成 20 年 3 月 4 日)

甲 13 被調査人事務所から懲戒請求者宛 F A X (平成 20 年 4 月 2 日)

甲 14 の 1 被調査人事務所から懲戒請求者宛書類送付案内 (平成 20 年 11 月 5 日)

甲 14 の 2 領収証 (被調査人・平成 20 年 3 月 31 日、4 月 30 日、6 月 2 日)

甲 15 の 1、2 請求明細書兼領収証 (██████████ 病院・平成 20 年 3 月 7 日、3 月 21 日)

甲 16 外来診療予約券 (東京医科歯科大学医学部附属病院・平成 20 年 3 月 24 日分)

甲 17 の 1、2 懲戒請求者から被調査人宛「ご連絡」(2008 年 3 月 16 日) (資料一覽添付)

甲 18 同 (2008 年 3 月 31 日)

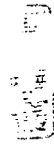
甲 19 写真 (2008 年 6 月 11 日 15 時 28 分)

甲 20 伝票 (2008 年 6 月 11 日 17 時 47 分)

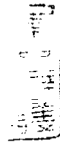
甲 21 の 1、2 懲戒請求者から被調査人宛「ご連絡」(2008 年 6 月 13 日) と更新記録

甲 22 の 1～14 異議申立書の理由・添付資料

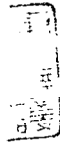
甲 23 懲戒請求者から被調査人宛メール (2008 年 6 月 26 日)



- 甲 24 「履歴」との記載があるワード文書及び更新記録
- 甲 25 の 1, 2 携帯電話の表示
- 甲 25 の 3 OutlookExpress 画面
- 甲 26 携帯電話サービスマニュアル
- 甲 27 自賠責保険金請求書類受領書（あいおい損保・平成 20 年 6 月 23 日）
- 甲 28 自賠責保険支払請求に伴う資料提出についてのご連絡（損害保険料率算出機構・平成 20 年 7 月 2 日）
- 甲 29 の 1～3 自動車損害賠償責任保険お支払不能のご通知（あいおい損保・平成 20 年 9 月 30 日）
- 甲 30 自賠法第 16 条の 5 に基づく詳細説明についてのご回答（あいおい損保・平成 20 年 11 月 18 日）
- 甲 31 [REDACTED] の回答書
- 甲 32 [REDACTED] の回答書
- 甲 33 の 1～6 版元ドットコム
- 甲 34 の 1 自動車損害賠償責任保険後遺傷害診断書（[REDACTED] 中央総合病院・平成 20 年 5 月 8 日）
- 甲 34 の 2～5 外来診療費領収書（同・平成 20 年 3 月 24 日、4 月 17 日、5 月 12 日、5 月 16 日）
- 甲 35 の 1 照会・回答書（同・平成 20 年 7 月 16 日）
- 甲 35 の 2 外来診療費領収書（同・平成 20 年 7 月 18 日）
- 甲 36 の 1 照会・回答書（同・平成 20 年 12 月 5 日）
- 甲 36 の 2, 3 外来診療費領収書（同・平成 20 年 12 月 4 日、12 月 8 日）
- 甲 37 の 1 照会・回答書（同・平成 20 年 12 月 16 日）
- 甲 37 の 2 外来診療費領収書（同・同日）
- 甲 38 の 1～4 懲戒請求者から被調査人宛メール（2008 年 12 月 26 日）（資料添付）
- 甲 38 の 5 被調査人から懲戒請求者宛メール（2008 年 12 月 27 日）
- 甲 38 の 6 懲戒請求者から被調査人宛メール（2008 年 12 月 27 日）
- 甲 38 の 7 懲戒請求者から被調査人宛 F A X（平成 21 年 1 月 3 日）
- 甲 38 の 8 被調査人から懲戒請求者宛メール（2009 年 1 月 5 日）
- 甲 38 の 9 懲戒請求者から被調査人宛メール（2009 年 1 月 7 日）
- 甲 38 の 10 被調査人から懲戒請求者宛メール（2009 年 1 月 8 日）
- 甲 38 の 11 懲戒請求者から被調査人宛メール（2009 年 1 月 15 日）
- 甲 38 の 12 被調査人から懲戒請求者宛メール（2009 年 1 月 15 日）
- 甲 38 の 13～15 懲戒請求者から被調査人宛メール（2009 年 1 月 22 日）
- 甲 38 の 16 被調査人から懲戒請求者宛メール（2009 年 1 月 23 日）



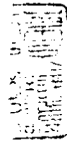
- 甲 38 の 17 懲戒請求者から被調査人宛メール (2009 年 2 月 2 日)
- 甲 38 の 18 懲戒請求者から被調査人宛メール (同日)
- 甲 39 の 1~3 紛議調停申立書 (懲戒請求者・平成 21 年 2 月 3 日)
- 甲 39 の 4~10 同添付資料
- 甲 39 の 11~34 申立追完と答弁書への回答書 (懲戒請求者・平成 21 年 3 月 21 日)
- 甲 39 の 35~38 申立人準備書面 (懲戒請求者・平成 21 年 3 月 31 日)
- 甲 39 の 39~43 申立人準備書面 2 (懲戒請求者・平成 21 年 4 月 22 日)
- 甲 39 の 44 申立人準備書面 2 訂正箇所 (懲戒請求者・平成 21 年 4 月 27 日)
- 甲 39 の 45~50 申立人準備書面 3 (懲戒請求者・平成 21 年 5 月 12 日)
- 甲 40 の 1~18 答弁書 (被調査人・平成 21 年 3 月 2 日)
- 甲 40 の 19~38 準備書面 1 (被調査人・平成 21 年 3 月 27 日)
- 甲 41 懲戒請求者宛「書類送付の件」(紛議調停委員会・平成 21 年 5 月 21 日)
- 甲 42 領収証 (東亜義肢工業株)・平成 21 年 6 月 16 日)
- 甲 43 の 1 雇用保険受給資格者証
- 甲 43 の 2 Job Card ([REDACTED])・2009 年 3 月 28 日)
- 甲 44 ぷらら会員規約抜粋
- 甲 45 の 1~3 弁護士解任通知書及び着手金返還手順通知書 (懲戒請求者・平成 21 年 9 月 1 日)
- 甲 46 の 1~4 回答書 (被調査人・平成 21 年 9 月 9 日)
- 甲 46 の 5 回答書の訂正について (同・同日)
- 甲 47 ゆうパック伝票 (平成 20 年 3 月 10 日)
- 甲 48 紛議調停委員会宛送付状 (懲戒請求者・平成 21 年 5 月 25 日)
- 甲 49 の 1~4 [REDACTED] 病院アクセス案内 (2008 年 3 月 4 日印刷)
- 甲 50 被調査人の名刺
- 甲 51 損害賠償金提示のご案内 (損保ジャパン・2007 年 8 月 24 日)
- 甲 52 メール (懲戒請求者・2008 年 5 月 20 日)
- 甲 53 インターネット記事切り抜き
- 甲 54 「申立の主旨」からはじまる文書(「後遺障害等級」との記載がある文書)
- 甲 55 自動車損害賠償責任保険支払請求書兼支払指図書
- 甲 56 の 1 懲戒請求者宛の書類送付のご案内 (損保ジャパン・2009 年 10 月 15 日)
- 甲 56 の 2 あいおい損保宛の同意書 (懲戒請求者・平成 21 年 10 月 19 日)
- 甲 57 goo 天気
- 甲 58 の 1~3 「後遺症・後遺障害 (等級申請・異議申立て・等級認定)」からはじまるインターネット記事



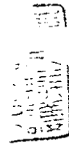
- 甲 59 の 1～3 「交通事故の後遺障害」からはじまるインターネット記事
- 甲 60 の 1～4 後遺障害診断書の件（懲戒請求者・平成 20 年 3 月 30 日）
- 甲 61 懲戒請求者から父親へのメール（2008 年 3 月 22 日）
- 甲 62 レシート（デニーズ馬喰町店・2008 年 12 月 26 日）
- 甲 63 の 1 留守番電話の映像
- 甲 63 の 2 CD（2008 年 4 月 2 日 13 時 39 分および同年 4 月 16 日 19 時 13 分の留守番電話）
- 甲 63 の 3 写真
- 甲 63 の 4 パソコン画面
- 甲 64 懲戒請求者■■■■■■のメール（2008 年 4 月 22 日）
- 甲 65 書類送付のご案内（株損保ジャパン・2008 年 3 月 26 日）
- 甲 66 の 1 パソコン画面（2008 年 6 月 11 日 15 時 28 分の写真）
- 甲 66 の 2 同（2008 年 6 月 14 日 14 時 19 分の写真）
- 甲 67 の 1,2 保険金お支払のご案内（あいおい損害保険株）
- 甲 68 の 1～3 「慈友行政書士事務所」のインターネット記事
- 甲 69 父親から懲戒請求者へのメール（2008 年 12 月 9 日）
- 甲 70 休業損害追加資料について（株損保ジャパン・2010 年 1 月 21 日）
- 甲 71 の 1～3 BBフォン通話記録
- 甲 72 綱紀委員会から懲戒請求者への「ご連絡」（2010 年 2 月 17 日）
- 甲 73 郵便料金領収証書（2008 年 6 月 5 日）
- 甲 74 紛議調停委員会からの調停期日の通知（2009 年 3 月 2 日）
- 甲 75 (財)交通事故紛争処理センターの「相談期日のお知らせ」（2005 年 12 月 9 日）
- 甲 76 の 1～4 懲戒請求者の「腰痛記録」（2008 年 6 月 22 日）
- 甲 77 の 1,2 自動車損害賠償責任保険お支払不能のご通知（あいおい損害保険株、平成 22 年 8 月 6 日）
- 甲 78 の 1,2 太陽高度に関するインターネット記事

（以下の証拠は、紛議調停事件申立人提出証拠「甲 1～54」を同一証拠番号で提出されたものであるが、本件手続において新たに提出された甲号証との混同を避けるため、証拠番号に 100 を加えることとした。）

- 甲 101 の 1 ■■■■■■ 2008 年)
- 甲 101 の 2 ■■■■■■ 勤務表
- 甲 102 JR東日本カード利用記録
- 甲 103 の 1,2 弁護士ドットコム・弁護士の費用の一括見積とは？



- 甲 104 の 1～3 弁護士ドットコム見積依頼（「募集要項」と記載のあるもの）
- 甲 104 の 3 弁護士ドットコムから懲戒請求者宛メール（2008 年 2 月 7 日）
- 甲 105 弁護士ドットコムから懲戒請求者宛メール（2008 年 2 月 8 日）
- 甲 106 「やること」と題するメモ
- 甲 107 の 1, 2 弁護士ドットコムから懲戒請求者宛メール（2008 年 2 月 15 日、
2 月 16 日）
- 甲 108 弁護士ドットコムの被調査人に対する評価
- 甲 109 の 1, 2 交通事故証明書
- 甲 110 の 1, 2 自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書（████████中央総合病
院・平成 17 年 1 月 17 日）
- 甲 111 の 1～3 弁護士ドットコムの被調査人プロフィール
- 甲 112 の 1 後遺障害診断書の件（懲戒請求者・2008 年 5 月 18 日）
- 甲 112 の 2 █████████中央総合病院にて撮影の 2003 年 11 月分 X P 2 枚につい
て（損保ジャパン・平成 20 年 6 月 4 日）
- 甲 113 の 1 紛争処理申請書
- 甲 113 の 2 調停（紛争処理）結果の通知について（自賠責保険・共済紛争処
理機構・平成 19 年 2 月 14 日）
- 甲 113 の 3～5 調停（紛争処理）結果
- 甲 113 の 6 原本証明
- 甲 114 の 1, 2 請求明細書兼領収証（████████病院・平成 20 年 3 月 7 日、3 月
21 日）
- 甲 114 の 3 受診日のお知らせ（████████病院・平成 19 年 4 月 5 日）
- 甲 115 被調査人事務所から懲戒請求者宛 F A X（平成 20 年 4 月 2 日）
- 甲 116 懲戒請求者から被調査人宛「ご連絡」（2008 年 4 月 4 日）
- 甲 117 の 1 M R I 写真
- 甲 117 の 2 外来診療予約券（東京医科歯科大学医学部附属病院・平成 20 年 3
月 24 日分）
- 甲 117 の 3, 4 懲戒請求者から被調査人宛「ご連絡」（2008 年 3 月 16 日）（資
料一覧添付）
- 甲 118 後遺障害診断書の件（懲戒請求者・平成 20 年 3 月 30 日）
- 甲 119, 120 外来診療費領収書（同・平成 20 年 4 月 17 日、5 月 12 日）
- 甲 121 懲戒請求者から被調査人宛「ご連絡」（2008 年 5 月 吉日）
- 甲 122 外来診療費領収書（同・平成 20 年 5 月 16 日）
- 甲 123 後遺障害診断書の件（懲戒請求者・2008 年 5 月 18 日）
- 甲 124 懲戒請求者から被調査人宛「ご連絡」（2008 年 5 月 20 日）
- 甲 125 の 1～5 懲戒請求者のダイアリー



- 甲 126 レシート (2008年6月11日17時47分)
- 甲 127 懲戒請求者の「腰痛記録」(2008年6月22日)
- 甲 128 の 1, 2 懲戒請求者から被調査人宛「ご連絡」(2008年6月13日)と発信記録
- 甲 129 異議申立ての件(懲戒請求者・2008年6月19日)
- 甲 130 「申立の主旨」からはじまる文書(「H17年9月」との記載がある文書)
- 甲 131 照会・回答書(同・平成20年7月16日)
- 甲 132 自賠償保険支払請求に伴う資料提出についてのご連絡(懲戒請求者・平成20年7月23日)
- 甲 133 懲戒請求者から被調査人宛「保険支払い請求の件」(平成20年7月23日)
- 甲 134 「履歴」との記載があるワード文書及び更新記録
- 甲 135 インデックス
- 甲 136 の 1, 2 「等級診断理由の詳細のご確認」(懲戒請求者・日付なし)
- 甲 137 懲戒請求者から被調査人宛「算出機構返答の件」(平成20年11月21日)
- 甲 138 の 1~3 「照会・回答書ご提出のご依頼」(懲戒請求者・平成20年12月4日)
- 甲 139 懲戒請求者から被調査人宛「病院回答書の件」(平成20年12月9日)
- 甲 140 の 1, 2 携帯電話の表示
- 甲 141 懲戒請求者から被調査人宛メール(2008年12月26日)
- 甲 142 被調査人から懲戒請求者宛メール(2008年12月27日)
- 甲 143 懲戒請求者から被調査人宛メール(2008年12月27日)
- 甲 144 パソコン内の送信記録
- 甲 145 写真(2008年6月11日15時28分)
- 甲 146 被調査人事務所から懲戒請求者宛書類送付案内(平成20年11月5日)
- 甲 147 弁護士の報酬に関する規程
- 甲 148 インターネット記事(一部)
- 甲 149 の 1~4 八文字社会保険労務士行政書士事務所ホームページ
- 甲 150 援助開始決定書(日本司法支援センター・平成20年1月15日)
- 甲 151 の 1 [REDACTED] 平成19年10月23日)
- 甲 151 の 2 訴状案([REDACTED]弁護士宛・2007年12月)
- 甲 152 の 1, 2 懲戒請求者とみらい総合法律事務所との申込と断りのメール
- 甲 153 懲戒請求者から古田総合法律事務所宛の申込メール
- 甲 154 メモ



(2) 被調査人提出

(以下の証拠のうち、乙1～乙28は、紛議調停事件で相手方から提出された証拠と同一のものを、本手続において懲戒請求者から提出されたものであるが、被調査人提出として取り扱うこととした。)

- 乙1 [] 病院院長宛の紹介書（被調査人・平成20年3月12日。但し、懲戒請求者の書き込みあり）
- 乙2 懲戒請求者から被調査人宛「ご連絡」（2008年3月31日）（但し、被調査人の書き込みあり）
- 乙3 被調査人にかかる診断書・入院証明書（平成20年4月9日）
- 乙4の1～6 被調査人のダイアリー
- 乙5の1～9 診断書（[] 中央総合病院・平成15年10月7日、平成15年11月8日、平成15年12月9日、平成16年1月8日、平成16年2月14日、平成16年3月13日、平成16年4月8日、平成16年6月9日、平成16年7月7日）
- 乙6 診断書（野村病院・平成19年7月19日）
- 乙7 自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書（新座志木中央総合病院・平成20年5月8日）
- 乙8 懲戒請求者から被調査人宛「病院回答書の件」（平成20年12月9日）
- 乙9 懲戒請求者から被調査人宛「ご連絡」（2008年5月20日）（但し、後遺障害診断書の内容添付）
- 乙10の1～5 懲戒請求者から被調査人宛「ご連絡」（あいおい損保からの自賠償保険金請求書類受領書、「申立の主旨」添付）（2008年6月25日）
- 乙11の1～3 自動車損害賠償責任保険お支払不能のご通知（あいおい損保・平成20年9月30日）
- 乙12の1 自賠法第16条の5に基づく詳細説明についてのご回答（あいおい損保・平成20年11月18日）
- 乙12の2 懲戒請求者から被調査人宛「算出機構返答の件」（平成20年11月21日）
- 乙13 照会・回答書（[] 中央総合病院・平成20年12月5日）
- 乙14 照会・回答書（同・平成20年12月16日）
- 乙15の1 懲戒請求者から被調査人宛メール（2008年12月26日）
- 乙15の2 外来診療費領収書（[] 中央総合病院・平成20年12月16日）
- 乙15の3 照会・回答書（[] 中央総合病院・平成20年12月16日）
- 乙15の4 MRI写真

- 乙 16 被調査人から懲戒請求者宛メール (2008 年 12 月 27 日)
- 乙 17 懲戒請求者から被調査人宛メール (2008 年 12 月 27 日)
- 乙 18 の 1 懲戒請求者から被調査人宛 F A X (平成 21 年 1 月 3 日)
- 乙 18 の 2 資料目録・説明
- 乙 19 被調査人から懲戒請求者宛メール (2009 年 1 月 5 日)
- 乙 20 懲戒請求者から被調査人宛メール (2009 年 1 月 7 日)
- 乙 21 被調査人から懲戒請求者宛メール (2009 年 1 月 8 日)
- 乙 22 懲戒請求者から被調査人宛メールおよび添付ファイル (2009 年 1 月 15 日)
- 乙 23 被調査人から懲戒請求者宛メール (2009 年 1 月 15 日)
- 乙 24 懲戒請求者から被調査人宛メール (2009 年 1 月 22 日)
- 乙 25 被調査人から懲戒請求者宛メール (2009 年 1 月 23 日)
- 乙 26 弁護士ドットコム見積回答内容
- 乙 27 の 1 被調査人の後遺障害にかかる「ご連絡」(共栄火災・平成 15 年 6 月 26 日)
- 乙 27 の 2 被調査人の後遺障害にかかる「意見書」(■■■■病院院長・2003 年 4 月 12 日)
- 乙 27 の 3 被調査人の後遺障害にかかる「後遺障害等級認定票」(損害保険料率算出機構・平成 15 年 10 月 6 日)
- 乙 27 の 4 診療費振込依頼票 (いちほら病院)
- 乙 28 の 1～2 被調査人のダイアリー
- 乙 29 紛議調停委員会宛受領書 (懲戒請求者・平成 21 年 5 月 25 日)
- 乙 30 被調査人にかかる外泊・外出許可書 (日本赤十字社医療センター・平成 20 年 3 月 24 日)
- 乙 31 領収証 (被調査人・平成 20 年 3 月 4 日)
- 乙 32 懲戒請求者から被調査人宛「ご連絡」(2008 年 5 月 吉日)
- 乙 33 被調査人事務所の作成書類管理簿 (平成 19 年 11 月 13 日～平成 20 年 4 月 18 日)
- 乙 34 3.5 インチ F D 内文書一覧
- 乙 35 乙 1 のパソコン作成日時記録
- 乙 36 Y A H O O ! 知恵袋
- 乙 37 E x i f 日付時刻情報復元ツール
- 乙 38 外来医療費領収書 (2008 年 12 月 4 日)
- 乙 39 S H 9 0 5 i 取扱説明書
- 乙 40 「6 / 1 1 確認すべきこと」(ワープロ打ち添付)
- 乙 41 「異議申立の骨子」(同)



乙 42 「異議申立書」(同)

乙 43 の 1,2 さまらんど (ウェブページ)

2 人証

(1) 懲戒請求者 (1 回)

(2) 被調査人 (1 回)

左は謄本である。

平成22年10月1日

東京弁護士会事務局長 小林 博

